

宇和島市『文化芸術振興事業補助金』募集案内

宇和島市では、自主的な文化芸術に関する活動の促進を図り、地域に根ざした創造的な文化芸術の振興と発展に寄与することを目的とした市内で実施される文化芸術に関する事業を広く募集し、その中から本市の文化芸術の振興と発展に寄与すると認められる事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

●補助対象事業及び補助金額

事業区分	補助率	補助限度額
(1) 文化芸術分野事業	補助対象経費の1/2以内	100万円
(2) 文化芸術分野事業で、子ども（出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）が文化芸術活動に参加する機会・環境の充実を図る事業	補助対象経費の2/3以内	130万円
(3) 文化芸術分野事業の子ども向け体験型イベント		30万円

※事業区分(1)及び(2)の補助申請額は50万円以上とします。

※事業区分(1)又は(2)及び(3)は併用できるものとします。

※事業区分(2)及び(3)の子どもの参加者数は、50名以上又は全体の3/4以上とします。

【注意事項】子どもの参加者数が実績において条件に満たない場合、(2)は補助率を補助対象経費の1/2以内、補助限度額を100万円とし、(3)は補助対象となりません。

【参考】文化芸術分野事業とは文化芸術基本法第8条から第12条までに規定する文化芸術分野の推進に資すると認められる事業をいう。

第8条 芸術の振興：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術

第9条 メディア芸術の振興：映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術

第10条 伝統芸能の継承及び発展：雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他古来の伝統的な芸能

第11条 芸能の振興：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能

第12条 生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及：〔生活文化〕茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化

〔国民娯楽〕囲碁、将棋その他の国民的娯楽、出版物及びレコード等

●補助対象事業実施期間

令和7年8月1日（金）から令和8年3月31日（火）まで

●募集期間

令和7年6月2日（月）から6月30日（月）まで（17時必着）

●補助金交付の流れ

日程（予定）	申請者	市
上記募集期間内	認定申請書の提出	
令和7年7月上旬～中旬		対面審査
令和7年7月下旬		内定の適否を通知
令和7年8月～	交付申請書の提出	交付決定通知を送付
交付決定後～令和8年3月31日まで	事業実施	
令和8年3月31日まで	実績報告書の提出	
実績報告より約2週間後		補助金額確定通知を送付
交付額確定通知より2週間以内	交付請求	
交付請求より約1か月後		口座振込

※審査は、宇和島市文化芸術振興事業補助金審査委員会が行います。

●補助の要件

1. 補助対象者（団体・個人）

次の（１）～（５）を満たしていることが条件です。

- （１）市内で文化芸術分野事業を自ら実施する団体又は個人。
- （２）個人 住所が明らかであること。
団体 規約等を有し、かつ、その代表者及び代表者の住所が明らかであること。
行政機関が事務局に対して負担金等の支出又は人的支援等を行っていないこと。
- （３）事業を実施するに当たり、明確な会計経理がなされると認められること。
- （４）事業実績があり、又は事業が完遂できると認められること。
- （５）「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団若しくは暴力団員又は「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に規定する処分を受けている団体若しくはそれらの団体の構成員の統制下にある団体若しくは個人でないこと。

※団体・個人の事務所を有する場所や活動拠点は問いません。

※団体の法人格の有無は問いません。また、学生団体も応募できます。（高校生、中学生の部活動は除く。）

※申込者（代表者）が未成年である場合は、保護者の同意を得たうえでお申し込みください（別途同意書が必要です。）

2. 補助対象事業

次の（１）～（１０）の条件をすべて満たしていることが条件です。

- （１）文化芸術基本法第 8 条から第 12 条までに規定する文化芸術分野の推進に資するものであること。
- （２）補助対象団体又は個人が市内において自ら実施する事業であること。
- （３）補助金の交付決定を受けた日から補助対象年度内に事業を実施・完了（事業実施等にかかる支払いを含む。）する事業であること。
- （４）関係法令に適合する事業であること。
- （５）営利を目的としない事業であること。
- （６）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とした行為をしない事業であること。
- （７）宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成することを目的とした行為をしない事業であること。
- （８）公職選挙法に規定する特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした行為をしない事業であること。
- （９）学校の部活動その他の学校教育に関連しない事業であること。
- （１０）市の他の制度による補助（助成）を受けない事業であること。

3. 補助金額について

- （１）チケット代収入や広告料収入、市以外からの補助（助成）金、寄附金、当日の物販収入などの事業実施に伴う収入は、補助金に優先して、補助対象経費の支払いに充てるものとします。このため、補助金額は、補助対象経費からこれらの収入を控除した額の範囲内となります。
- （２）交付決定は、内容を審査し、予算の範囲内で行います。また、交付決定額は、交付申請額より減額することがあります。
- （３）実際に交付される補助金額は、事業実施後の実績報告から算出し、交付決定額を上限として確定します。

4. 補助対象経費

当該事業の実施に直接必要となる以下の経費で、令和7年度中に支出するもの。

経費区分（費目）	内 容
人 件 費	外部スタッフ報酬など
謝 礼 金	講師・出演者等への謝礼など
旅 費	出演者等への旅費
消 耗 品 費	材料費、事務用品など
印 刷 製 本 費	チラシ、ポスターの印刷など
手 数 料	銀行への振込手数料など
通 信 運 搬 費	郵送代、切手代、作品運搬費など
保 険 料	事業実施に係る保険料など
委 託 料	警備や会場設営など（企画自体の外部委託は不可）
使用料及び賃借料	会場使用料、機器レンタル料、作品借料など
食 糧 費	講師・出演者等の弁当代（スタッフは含まない）など
その他の経費	その他事業に必要な経費で市長が特に認めるもの

※次のような経費は対象外となります。

- (1) 事業目的達成のために必要不可欠でない食糧費（打合せ・打ち上げ等に係る飲食費、スタッフのまかない等）
- (2) 領収書等により支払いが確認できないもの
- (3) 交際費・慶弔費
- (4) 事務所の管理費など団体運営のための経常経費
- (5) 補助対象事業以外の事業等と共通する経費
- (6) 販売を目的とする物品にかかる経費
- (7) 固定資産や備品購入にかかる経費（レンタル等料金より高額なものや、経常利用するもの）
- (8) 補助対象者の責による会場使用料等のキャンセル料に該当するもの
- (9) その他、社会通念上公費を支出することが適切でないと判断されるもの

●認定申請

5. 必要な書類等

◆認定申請には、次の書類等の提出が必要です。

1	宇和島市文化芸術振興事業補助金認定申請書	様式第1号
2	活動歴 ・事業実績（実績報告書及び収支決算書） ・事業実績が無い場合は、活動内容が分かる書類	様式なし
3	本人（団体の場合は代表者）の確認ができるもの （運転免許証やマイナンバーカードの写し等）	
4	団体の定款、会則その他これらに類するもの（※団体のみ）	
5	団体の役員名簿（役職名・名前・住所が分かるもの）（※団体のみ）	

※その他、必要と認める書類を提出して頂くことがあります。

6. 受付場所

認定申請は、宇和島市教育委員会文化・スポーツ課（宇和島市役所7階）へ、必要な書類を持参するか、郵送またはメールで送付してください。

送付先 〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地

メールアドレス bunkap@city.uwajima.lg.jp

7. その他

交付申請は、1年度につき事業区分ごとに1回とします。交付申請の回数は1申請者につき合計3年度を限度とします。ただし、事業区分の併用のため、同1年度内に当該申請を複数回行う場合は、当該申請は1回と数えるものとします。

●審査

8. 審査について

審査は対面審査（申請者が行う対面式の説明及び質疑応答）になります。なお、申請件数が多い等の場合は、1次審査（書面審査）を行う場合があります。

次の表1及び表2について審査しますので、認定申請書等の記載については、各項目を盛り込んだ内容としてください。

[表1]

評価項目		
全 体 評 価	趣 旨 へ の 理 解	事業の目的及び内容が宇和島市文化芸術振興事業補助金交付要綱の趣旨に合致しているか。
	創意工夫	地域の文化芸術の振興に資する事業であり、独自の視点での発想や創意工夫が見られるか。
地域への 効 果	参 加 ・ 普 及 性	子どもをはじめとした多くの市民に優れた文化芸術を鑑賞、参加、体験の機会を提供し、情操の涵養に寄与するものであるか。
	公 益 性	事業について市民が関心を持ち、事業に参加できるよう工夫されているか。（特定の個人、団体等に特権的な恩恵や利益を与えるものでなく、幅広く市民に参加を募る工夫がなされていること。）
	発 展 性	既存事業からの発展など、将来に向けた事業の展望があるか。また、今後の市における文化芸術の発展に寄与することが期待されるか。
適 格 性	計 画 性	事業実施に必要な知識・経験があり、事業計画及び資金計画、予算積算等が適正であるか。また、安全配慮等も含めて実施体制が整っているか。
	実施体制	団体等の運営・事業が健全かつ安定して行われており、補助活動の適正な実施が確実に見込まれるか。（会計処理、補助等対象経費の適格性を含む。）

[表2]

事業区分	活動内容	補助率	補助限度額
(1) 文化芸術分野事業	補助申請額が50万円以上の事業である。	1/2以内	100万円
(2) 文化芸術分野事業で、子どもが文化芸術活動に参加する機会・環境の充実を図る事業	子どもが50名以上又は全体の3/4以上参加し、補助申請額が50万円以上の事業である。	2/3以内	130万円
(3) 文化芸術分野事業の子ども向け体験型イベント	子どもが50名以上又は全体の3/4以上参加する事業である。	2/3以内	30万円

●交付申請・決定

9. 内定通知

審査後、内定の適否を決定し、申請者に「宇和島市文化芸術振興事業補助金審査結果通知書（様式第2号）」により、通知します。

10. 交付申請

内定通知を受理後、事業実施までに、次の書類を提出してください。

1	宇和島市文化芸術振興事業補助金交付申請書・事業計画書	様式第3号・別紙1～3
2	事業概要のわかる資料（事業実施計画（案）等の既存資料）	様式なし
3	工程表（スケジュール）	
4	支出の部の根拠となる見積書等の写し	

※その他、必要と認める書類を提出していただくことがあります。

11. 交付の決定通知

交付申請書を審査し、補助金の交付額を決定し、申請者に「宇和島市文化芸術振興事業補助金交付決定通知書（様式第4号）」により、通知します。

12. 決定の変更等

補助金の交付決定後の事情の変更により、特別の必要が生じたときは、決定の全部又は一部の取り消し、もしくは決定の内容やこれに付した条件を変更することがあります。

●事業の実施

13. 事業の実施

- （1）交付決定を受けた補助事業者は、交付決定事業にかかわる収入・支出に関する帳簿や書類（領収書、レシート等）を常に整備し、補助対象年度の翌年度以降5年度の間保存してください。紛失や宛名がないなどの不備がある場合は、補助対象経費と認められません。
- （2）市は、補助金が事業計画や交付の条件に従って使われるよう、補助事業者に対して助言や点検（検査）をすることがあります。

14. 事業計画の変更

- （1）交付決定後に、補助事業の計画や予算を変更する必要がある場合は、変更内容についてあらかじめ必ず市に相談してください。

（2）市に相談後、変更の手続きをする場合は、次の書類を提出してください。

1	宇和島市文化芸術振興事業補助金変更承認申請書	様式第5号
2	宇和島市文化芸術振興事業補助金事業計画書	様式第1号の別紙1～別紙3
3	変更後の事業実施内容のわかる資料	様式なし

※その他、必要と認める書類を提出して頂くことがあります。

- （3）市は、計画等の変更について認めるかどうかを決定し、「宇和島市文化芸術振興事業補助金変更承認通知書（様式第6号）」により、通知します。

●事業実施後

15. 事業の実施報告

(1) 補助事業者は、事業完了日から起算して 30 日以内又は当該補助金の交付決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに次の書類を提出してください。

1	宇和島市文化芸術振興事業補助金実績報告書	様式第 9 号・別紙 1～3
2	市の補助金交付決定通知書の写し	様式第 4 号
3	事業の完了が確認できる書類	様式なし
4	報告書等の成果物	
5	事業実施状況がわかるもの	

※その他、必要と認める書類を提出して頂くことがあります。

(2) 市は、実績報告書等に基づき、補助対象経費等について審査後、補助金額を確定し、「宇和島市文化芸術振興事業補助金額確定通知書（様式第 10 号）」により、通知します。

16. 補助金の交付請求

補助事業者は、補助金額確定通知書を受領後 2 週間以内に、「宇和島市文化芸術振興事業補助金精算払請求書（様式第 11 号）」を市に提出してください。

17. 補助金の概算払

補助金は精算払が原則ですが、特別な理由がある場合、概算払をすることができますので、事前にご相談ください。

概算払を希望する補助事業者は、「宇和島市文化芸術振興事業補助金概算払請求書（様式第 12 号）」を提出してください。

※その他、必要と認める書類を提出して頂くことがあります。

18. 交付の取り消し、補助金の返還

次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を求めることがあります。

- (1) 補助金を目的外に使用したとき。
- (2) 補助事業の施行方法が不相当であると認められるとき。
- (3) 補助事業の執行について不正の行為が認められるとき。
- (4) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。

市ホームページ



申請書類等のダウンロードは宇和島市ホームページを参照してください。

[宇和島市 文化芸術振興事業補助金](#) で検索。

宇和島市教育委員会文化・スポーツ課
〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町 1 番地（宇和島市役所 7 階）
電話 0895-49-7033 / ファクス 0895-22-5058
メールアドレス bunkap@city.uwajima.lg.jp